

持続可能な社会貢献活動支援事業募集要項

1. 補助制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により社会貢献活動の継続に支障が生じているNPO等に対し、次の取組に対し助成を行います。(ただし、予算額に達した時点で終了します。)

(1) 社会的弱者を支える活動の充実支援

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人々の生活を支える活動に必要な経費(新規・拡充分)を助成します。

<想定される事業実施例>

- ・新しい生活様式に対応した新規・拡充事業
- ・子ども食堂を実施
- ・配食支援の活動
- ・子どものための学習支援事業(オンライン学習への支援、教材づくりなど)
- ・マスクを作成し、学校、福祉施設への配付を行う事業

(2) NPOの事業継続支援

・事業を継続するために必要な新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費を助成します。

<想定される支援例>

- ・3密を防ぐため、団体内の会議をオンラインで開催するためのPC、webカメラ設置にかかる費用
- ・ボランティア活動を継続するため、感染症対策について専門家からのアドバイスを受けるための費用
- ・子育てサロンの実施(3密を防ぐため、少人数、また実施回数を増やして開催する際の経費)
- ・対面での相談業務を行う際の感染症対策に係る経費など(アクリル板、マスク、消毒液購入に係る経費)

2. 補助対象事業者

事業の申請ができる団体は実施要領に定める条件を満たしたNPO法人、市民活動団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人です。

3. 補助対象経費

別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとします。

4. 補助率、補助上限額

次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(1) 補助率 上記①の事業については補助対象経費の10/10以内

上記②の事業については補助対象経費の2/3以内

(2) 補助上限額 一団体あたり1,000千円。ただし(1)については上限500千円

5. 事業実施期間

交付決定の日から令和3年3月31日まで

6. 募集期間

募集開始から令和2年9月11日(金)17時(必着)

7. 応募方法

下記書類を島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室まで郵送または持参により提出してください。

(1) 提出書類 (HP からダウンロードできます。 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>)

- ア. 交付申請書 (様式第 1 号)
- イ. 確認書 (様式第 1 号の 2)
- ウ. 役員名簿 (様式第 1 号の 3)
- エ. 団体の年間事業計画書及び年間収支予算書
- オ. 団体の活動内容及び補助申請事業を理解するために参考となる資料 (A4 片面 5 枚まで)
- カ. 団体の定款、規約
- キ. 過去 5 年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で行った又は行っている事業の契約書等の写し (ここでいう協働は補助、委託、共催、後援又はそれに類するものとします) 申請団体が市民活動団体の場合のみ必要です。

8. 審査、交付方法

申請のあった事業について、民間の委員を主体にした審査会において審査の上、予算の範囲内において交付決定 (9 月下旬頃) を行います。

また、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がありますとともに、交付決定に当たっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

9. 審査項目

審査項目は概ね次のとおりです。

- ① 提案事業の目的
- ② 団体の事業遂行力の妥当性
- ③ 事業費の妥当性

10. 情報公開

採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。また、事業実施後、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

11. 留意事項

事業実施にあたっては、感染防止のための対策を十分に行っていただきますようお願いします。

12. 申請書類の提出先

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO 活動推進室

〒690-8501 松江市殿町 1 番地

(TEL) 0852-22-5096 (Fax) 0852-22-5636

(E-mail) npo@pref.shimane.lg.jp

(HP) <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

別表

補 助 対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none">・謝金・旅費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・使用料及び賃借料・賃金（事業執行に直接係るもののみ）・備品購入費・その他知事が必要と認める経費
<p>以下の経費については補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">・事務所や活動場所の家賃、光熱費、役員報酬などの経常的な経費・飲食費・その他知事が適当でないとする経費